

入札心得及び注意事項

下記事項を遵守の上、入札に参加して下さい。

(入札にあたって)

1. 定められた時間までに入室しない場合は、参加する意思が無いものとみなす。
2. 再入札を考慮して印鑑を持参するなどの準備をすること。
3. 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならぬ。
4. 代理人は、委任状と印鑑を持参のこと。但し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当するものを入札代理人とすることはできない。

(入札書等)

1. 入札書、委任状は沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）等において定められたものを使用すること。
2. 入札金額は、算用数字で正確、丁重に記入する。二重書や訂正した数字、判読不明、または紛らわしい数字を記入すると入札無効となる。
3. 入札年月日は、令和8年2月18日とし、記名、押印は所定の箇所に正確に行う。
4. 入札者は、入札書を一旦入札函に投入した後は、開札の前後を問わず、該当入札の書き換え、引き替え又は撤退をすることができない。

(無効の入札)

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

1. 競争に参加する資格を有しない者のした入札。
2. 委任状を持参しない代理人のした入札。
3. 代理人が入札する場合で、委任状記載の代理人氏名記載・代理人使用印鑑押印のない入札。
4. 入札書の表記金額を訂正した入札。
5. 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札。
6. 同一人が同一事項に対してした2通以上の入札。
7. 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は、2人以上の代理をした者の入札
8. 不正行為のあった入札
9. その他入札に関する条件に違反した入札。

(入札の辞退)

1. 指名を受けた者は、入札執行に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
2. 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参、又は郵送（入札の前日までに到着するものに限る）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又は、その旨を明記した入札書を、入札執行をする者に直接提出して行う。
3. 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

以上